

SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務 プロポーザル実施要領

1 主旨

本プロポーザル実施要領は、SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務を委託するに当たり、企画提案を求め、当該業務に最適な者を選定するための手続きに関し必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名称

SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務(以下「当該業務」という。)

(2) 目的

持続的な誘客には次代のリピーター獲得が必須であり、SNS 感度が高く情報拡散力に優れる F1 層(20～34 歳女性)を主なターゲットとし情報発信を実施する。F1 層は旅行・グルメ・体験などへの関心が高く、発信力に富むことから、SNS での情報拡散による効果大きい。さらに、F1 層は家族内での情報共有も活発で、親世代や他世代への波及も期待できる。また、将来的にファミリー層へと移行する中で、長期的なリピーターとして定着する可能性も高い。SNS 発信により伊豆半島の魅力を広く伝えるとともに、投稿データを分析・改善することで、リーチ数やフォロワー数の拡大、ひいては誘客促進を目指す。

(3) 内容

「SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務仕様書」による

(4) 期間

契約日から令和8年3月 13 日(金)まで

(5) 上限額

2, 300千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとします。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 静岡県及び(一社)美しい伊豆創造センター構成市町において、建設工事等の指名停止、指名回避又は排除措置の期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がない者であること
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3

年法律第77号)に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

- (7) 個人情報保護のために必要な措置(プライバシーマーク、ISO27001 等の情報セキュリティ関連認証取得、社内での情報セキュリティ方針の策定等)を講じていること。
- (8) 業務について十分な業務遂行能力と、本業務との類似の業務実績(成果)を有する者であること。

4 質問の受付及び回答

実施要領等の内容について次により質問を受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年7月 16 日(水)～令和7年7月 25 日(金)午後5時

(2) 提出方法

質問書様式1により作成の上、事務局((一社)美しい伊豆創造センター)へEメール又はFAXにより提出するものとします。なお、提出後事務局へ電話により着信等の確認をしてください。

(3) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答については、令和7年8月1日(金)に(一社)美しい伊豆創造センターのホームページ(<https://office.b-izu.com/bid/>)で公表します。

5 提案書の作成及び提出等

(1) 応募提案数

応募は、応募者1者につき1提案とします。

(2) 実施要領等の配布

令和7年7月16日(水)から実施要領を(一社)美しい伊豆創造センターのホームページ(<https://office.b-izu.com/bid/>)に掲載します。様式は必要に応じダウンロードして使用してください。

(3) 作成要領

SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領別紙1(以下「作成要領」という。)を参照してください。

(4) 企画提案書等の受付

① 受付期間

令和7年7月 16 日(月)～令和7年8月8日(金)午後5時(必着)

② 提出書類及び提出部数

参加表明書(様式2)	正1部
誓約書(様式3)	正1部
会社概要(様式4)	正1部、副6部
業務実績書(様式5)	正1部、副6部

企画提案書(様式6)	正1部、副6部
企画提案書(任意様式)	正1部、副6部
見積書(任意様式)	正1部、副6部
スケジュール表(様式7、任意様式可)	正1部、副6部

A3となる場合にはA4になるよう綴じ込んでください。

企画提案書は平等を期するため、文字の級数は12ポイント以上、40ページ以内とします。なお、提出書類の内容が後記10の失格条項に該当することを確認した場合は、その段階で失格条項を明示し通知をします。

③ 提出先

(一社)美しい伊豆創造センター事務局
〒410-2416 静岡県伊豆市修善寺838-1

④ 提出方法

ア 持参、郵送又は宅配便とします。(持参する場合は平日午前9時から午後5時までに限ります。)

イ 郵送の場合は書留とします。郵送及び宅配便の場合は締切日必着とします。

ウ 郵送又は宅配便の場合は、封筒に「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書し、受領書送付用として宛名を明記し110円切手を貼付した長3の封筒を同封してください。(Eメールで送付を希望する場合は不要)

⑤ 提出された応募書類の取扱い

ア 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。

イ 提出された応募書類は一切返却しません。

ウ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属することとします。ただし、業務委託先として選定された参加者の提出書類については、委託者が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとします。

エ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとします。

6 提案者プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり提案者プレゼンテーションを行います。

(1) 実施日時(予定)

令和7年8月18日(月) ※詳細については別途通知します。

(2) 実施場所は別途通知します。

(3) 出席者は3名以内とします。

(4) プレゼンテーションにおける、各社の持ち時間はおおむね40分です。そのうち説明時間は3

0分程度とし、残り時間は質疑応答等とします。各プレゼンテーション間に10分間のインターバルを設けるものとします。

なお、説明は企画提案書等の記載内容を逸脱しないものとしてください。プロジェクターの使用は可能です。提出した資料の説明用画面等として使用してください。パソコンは提案者側で用意してください。プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意します。

7 審査方法

(1) プロポーザルの審査

提出された書類の審査及び提案者プレゼンテーションを行い、審査会において採点した結果に基づき、協議した上、当該業務の第一契約者候補、次点契約者候補を選定します。

なお、応募者多数の際にはプレゼンテーション前に書類審査を実施する場合があります。書類審査を実施する際にはその旨を連絡させていただきます。

(2) 審査結果の通知

選定の結果については、令和7年8月20日(水)(予定)に応募者に通知するほか、(一社)美しい伊豆創造センターのホームページで公表します。(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)

8 審査基準及び配点

審査項目及び配点は、次のとおりとします。(180点満点)

評価項目		評価採点基準	配点
提案内容	1	伊豆の観光資源を活かした提案がなされているか。	10
	2	当センターがターゲットとする層への確に広く情報発信する手法がとられているか。	25
	3	ターゲット層の興味・関心を引く内容となっているか。	25
	4	話題性を高める工夫がされているか。	20
	5	発信内容や効果を分析し、フィードバックする仕組みが構築されているか。	20
	6	短期的な成果や事業の継続性、発展性が見込まれる内容となっているか。	10
	7	契約終了後でも事務局にて運営できる体制が検討されているか。	10
	8	その他効果的な独自提案がなされているか。	10
業務遂行能力	9	実施体制及び役割分担、各担当者の業務実績が具体的に明示されているか。	15

	10	業務工程ごとに明確なスケジュールが記載されているか。	15
	11	提案者は過去に類似業務に取り組んだ実績があり、今回の業務を実施する上で豊富な経験を有しているか。	10
経費積算の妥当性	12	提案内容に対する積算金額は妥当か。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。	10
実績	180		

9 日程

- | | |
|------------------|------------------------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和7年7月 16 日(水) |
| (2) 質問書の受付締切 | 令和7年7月 25 日(金)午後5時 |
| (3) 質問書の回答 | 令和7年8月1日(金) |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和7年7月 16 日(月) ～ 8月8日(金)午後5時 |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和7年7月 16 日(月) ～ 8月8日(金)午後5時 |
| (6) 提案者プレゼンテーション | 令和7年8月 18 日(月) |
| (7) 審査結果の公表(予定) | 令和7年8月 20 日(水) |
| (8) 契約締結(予定) | 令和7年8月 22 日(金) |

10 失格条項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続の過程で、前記3の参加資格に抵触することがあきらかになったとき。
- (6) 書類に虚偽の記載があったとき。
- (7) 応募者がプレゼンテーションに出席しないとき。
- (8) 価格見積書の金額が、前記2に示した価格を超過しているとき。

11 契約の締結

- (1) 委託者は、最も評価が高い者を当該業務の第一契約候補者として、契約締結交渉を行うものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとします。なお、契約の際には改めて見積書を提出するものとします。
- (2) 第一契約候補者が前記10の失格条項に該当すると認められた場合又は委託者と当該業務

の委託契約締結交渉が不調となった場合は、次点契約者候補者と契約交渉を行うことができるものとします。

- (3) 選定後、前記3の参加資格の要件を満たさなくなった場合又は取組体制が変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。
- (4) 委託期間は、契約締結日の日から令和8年3月 13 日までを予定しています。

12 その他留意事項

- (1) 提出後の記載内容の追加、修正及び再提出はできないものとします。
- (2) 書類の作成、提出及びその説明、プレゼンテーション等にかかる費用は、提出者の負担とします。
- (3) プロポーザル参加表明後に、辞退される場合は、プロポーザル参加辞退届 (様式8) を提出してください。
- (4) 提出書類の詳細は、作成要領 (別紙1) をご覧ください。

13 問い合わせ先

〒410-2416 静岡県伊豆市修善寺838-1

(一社)美しい伊豆創造センター (担当) 杉森

TEL : 0558-72-0280

FAX : 0558-72-1355

E-mail : ida@beautiful-izu.jp